

(別紙)

宅地造成及び特定盛土等規制法における「通常の営農行為」の判断について

長崎県（長崎市・佐世保市を除く。）では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）において、規制の対象外（＊）とされている「通常の営農行為」について次のとおり判断する。

1. 通常の営農行為について

「宅地造成及び特定盛土等規制法における農地に関する留意事項について」（令和6年3月28日付け5農振第3261号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）2の（1）により、農地及び採草放牧地における生産活動及びほ場管理のための行為であることを前提として、当該農地と他の土地で土砂の搬出入がなく、地盤面の標高に変化のない行為（表土の補充を除く耕起、代かき、整地、畝立等）については、通常の営農行為と判断する。

ただし、表土の補充については、作物生産のために耕起、施肥、かん水等が行われる土の層を他の土地から搬入した土砂により厚くする行為であり、表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないものを通常の営農行為と判断する。

○通常の営農行為の例（盛土規制法の規制対象外）

- （1）耕起、代かき、整地、畝たて
- （2）けい畔の新設、補修、除去
- （3）土壌改良剤（基肥、たい肥等）の投入
- （4）表土の補充（表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）
- （5）表土の入れ替え
- （6）農業用暗きょ排水の新設・改修
- （7）植園地における樹木の改植
- （8）盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）

2. 土地の形質の変更に該当するものについて

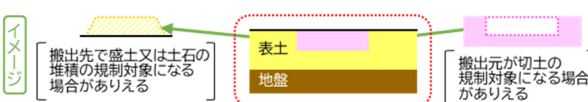
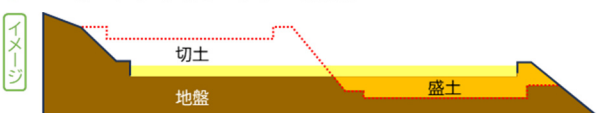
ほ場の大区画化・均平・勾配修正、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、盛土や切土により地盤面の標高の変化が想定されるため、個別に盛土や切土の高さや面積を盛土規制法の規制対象規模に照らして、規制対象か否かを判断する。

盛土規制法の規制対象に該当する場合は、通常の営農行為とはいえ、盛土規制法に基づく許可又は届出の手続が必要となりますので、このことについてご留意いただくと共に、当該制度の営農者への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

＊「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官通知）別紙第2の5にて、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制の対象とならない旨が記載されており、当該行為として通常の営農の範疇にある行為が挙げられている。

通常の営農行為

- 農地及び採草放牧地（農地等）において行われる生産活動及びほ場管理のための通常の営農行為は、土地利用のために土地の形質を維持する行為であり、災害の危険性を生じさせないことから、**土地の形質の維持に該当する行為として、盛土規制法の規制対象外**。
- 一方、農地等において行われる行為で災害の危険性を生じさせる可能性のあるものは、**土地の形質の変更に該当する行為として、盛土規制法の規制対象**となりうる。
- 農地等において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）が、地域の実情や実態を踏まえて判断。

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為)→ 規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって 規制対象 ※2
行為の例	● 耕起、代かき、整地、畝立て ● けい畔の新設・補修・除去 ● 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入 ● 表土の補充 ※1 ● 表土の入れ替え  ● 農業用暗きょ排水の新設・改修 ● 樹園地における樹木の改植 ● 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	● ほ場の大区画化・均平・勾配修正  ● 盛土を伴う田畑転換 ● 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ● 農道の整備  ● 農業用施設用地の整備
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	

※1:表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号口を踏まえて**1m**を超えないもの。

※2:土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令8条1号)は許可不要工事。